

問い合わせ先			
担当課	環境局	環境事業部	環境事業管理課
直通	072-228-7478		
内線	3710		
F A X	072-229-4454		

高齢者・障害者の方への生活ごみ・資源ごみ等の ごみ出し支援を開始します ～ふれあいサポート収集～

堺市では、令和 2 年度のゼロ予算事業として、高齢者・障害者の方への生活ごみ・資源ごみ等のごみ出し支援事業（ふれあいサポート収集）を開始します。

1. 事業の名称

ふれあいサポート収集

2. 事業の内容

(1)対象者

市内に住所を有し、自らごみを排出することが困難な単身者で、次の①②のいずれかに該当し、かつ、③④のいずれかに該当する方（同居者が高齢者・年少者等で排出が困難な場合を含む）

①65 歳以上の高齢者でホームヘルパーの介護を受けている方

②身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている方

③戸建住宅の場合は、通常の排出場所が玄関前でないこと

④集合住宅の場合は、オートロック等がなく、自宅階に行けるエレベータがなく、いつでもごみを出せる集積場がないこと

(2)支援内容

・週に 1 回、玄関前で収集（集積場に運ばなくて良い）

・2 回連続でごみの排出がない場合、利用者・ホームヘルパー等へ連絡し、状況確認を実施

(3)参考

・収集にあたって屋内には入らない

・原則、ごみの分別は行っていただく

3. 申込受付開始日

令和 2 年 5 月 11 日（月）

・申込後、審査の上、順次支援を開始予定

・審査の結果、対象外になる場合あり

・新型コロナウイルス感染症の状況により、審査・収集開始が遅れる可能性あり

4. 申込方法

申込書を FAX で環境事業所へ提出、FAX で出せない場合は電話でも可能

環境事業所（電話：072-273-2682 ファックス：072-273-2674）

5. 費用

無料